

「保育園とくすり」について

1. お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するために「依頼書」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育園に手渡していただきます。
2. くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの（粉薬・水薬・点眼薬・塗布薬のみ）あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
3. 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。
5. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承下さい。
6. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・アトピー性皮膚炎など）のように経過が長引くような病気の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
7. **持参するくすりについて**
 - ①医師が処方したくすりには必ず「依頼書」を添付して下さい。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付して下さい。
 - ②使用するくすりは1回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。
 - ③袋や容器にお子さんの名前、日付、飲ませ方を記載して下さい。
8. 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在何時から何時まで保育園に在園していることと、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。

投 薬 依 頼 書

依頼日 令和 年 月 日	児童名
保護者名	連絡先電話
病院名	(主治医)
病名 (または症状)	
①薬は 月 日～ 月 日までの薬です	
②保管は 冷蔵庫・常温・その他 ()	
③くすりの剤型 (該当するものに○) 粉 (袋)	
液 (シロップ)・外用薬・点眼薬・その他 ()	
④くすりの内容	
抗生物質・咳止め・下痢止め・かぜ薬・塗布薬	
その他 ()	
⑤服用する時間 食前・食間・食後	
その他具体的な時間 ()	
⑥外用薬などの使用法 ()	
⑦その他注意事項 ()	
薬剤情報提供書 有・無	
保育園記録欄	